

## 経営改善の出口を閉塞させる債務免除益課税

### — 支援の枠組みから外れた中小企業と第二会社方式の限界 —

開志専門職大学 村山 賢誌

本稿は、事業再生・経営改善支援の枠組みから外れた中小企業において、債務免除益に対する課税が経営改善の「出口」を閉塞させている構造的問題を明らかにすることを目的とする。リーマン・ショック以降、地域金融機関による条件変更や中小企業再生支援協議会等の公的支援は、倒産抑止に一定の役割を果たしてきた。しかし、これらの制度は数値基準を前提として設計されており、一定の事業継続能力を有しながらも、制度上の支援対象から外れる中小企業が存在する。

本稿では、金融機関からサービサーへ債権が譲渡された後も事業を継続してきた中小企業の事例を分析する。当該事例では、繰越欠損金が不足しているため、債務免除が行われた場合に多額の債務免除益が発生し、納税負担が金融取引の正常化を阻害する要因となっていることが確認された。さらに、一般に事業再生の最終的手法とされる第二会社方式についても、当該事業者の規模や事業特性から適用が現実的でないことが示される。

以上の分析から、本稿は、現行の事業再生・経営改善支援制度および第二会社方式の双方が想定していない「制度の谷間」に位置する中小企業の存在を指摘する。そのうえで、モラル・ハザードや税の公平性に配慮しつつ、サービサーへの債権譲渡後に一定期間が経過していること等を条件として、債務免除益の非課税または課税繰延を検討する余地があることを示唆する。本稿は、地域金融論および企業金融論に対し、租税制度の視点を接合することで、経営改善の出口問題を提起するものである。